

指定管理者の募集要項及び選定基準について

令和5年度に実施する福岡市海づり公園の指定管理者選定に係る募集要項及び選定基準の内容について意見を伺うもの。

【資料1】 福岡市海づり公園指定管理者募集要項(案)

【資料2】 福岡市海づり公園指定管理者選定基準(案)

福岡市海づり公園
指定管理者募集要項
（案）

令和5年7月

福岡市農林水産局

目 次

I 募集の趣旨	
1 指定管理者制度の趣旨	・・・ 2
2 施設の概要	・・・ 2
3 施設の役割	・・・ 2
II 募集の概要	
1 指定期間	・・・ 3
2 募集対象者	・・・ 3
3 管理運営業務内容	・・・ 3
4 施設の運営に関する基準	・・・ 5
5 管理・運営経費について	・・・ 5
III 募集手続等について	
1 募集期間	・・・ 7
2 応募書類	・・・ 7
3 留意事項	・・・ 8
IV 審査について	
1 選定委員会	・・・ 9
2 選定の流れ	・・・ 9
3 選定における評価基準について	・・・ 10
V 選定後の流れについて	
1 選定後のスケジュール	・・・ 11
2 基本協定の項目について	・・・ 12
VI モニタリングについて	
1 モニタリングとは	・・・ 13
2 事業報告書等の提出	・・・ 13
3 モニタリング実施	・・・ 13
4 業務の基準を満たしていない場合の措置	・・・ 13
VII その他	
1 関係法令の遵守	・・・ 14
2 監査	・・・ 14
3 公表・公開について	・・・ 14
4 第三者への委託	・・・ 14

I 募集の趣旨

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

2 施設の概要

【施設名】 福岡市海づり公園（以下「海づり公園」という。）

所在地	福岡市西区小田池ノ浦地先
施設内容	釣台、管理棟、入口料金所、海づり公園便所、駐車場、 駐車場料金所、駐車場便所、その他付帯施設 ※ 入口料金所・事務所棟は、指定管理期間中に新築移転予定
利用者数 (令和4年度)	【釣台利用者】 42,358人 【入園者】 3,280人 【合計】 45,638人

3 施設の役割

海づり公園は、市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するため、昭和60年4月より開設された施設です。

本公園施設の役割については、海に開かれた海洋性レクリエーション施設として、市民の方々に楽しんでいただける「市民の憩いの場」であるとともに、親子で海の魅力や楽しさを体験できる「自然との触れ合いの場」を提供することであると考えております。

Ⅱ 募集の概要

1 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2 募集対象者

福岡市漁業協同組合は、海づり公園において、施設利用者への市民サービス向上と運営経費の削減を目的とする指定管理者制度の目的に沿い、安定的かつ円滑に管理・運営することができる唯一の団体であるため、「福岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第3条第1項第4号の規定に基づき、福岡市漁業協同組合1団体に指定管理者の募集を行います。

3 管理運営業務内容

(1) 業務内容

①	海づり公園施設の維持管理に関する業務	ア 施設の維持管理業務全般 イ 清掃 ウ 巡視・点検 エ 設備の保守点検 オ 駐車場の維持管理
②	海づり公園の秩序維持、利用者の安全確保に関する業務	ア 施設内の監視・警備 イ 安全対策の実施（救助、利用制限等） ウ 緊急時の対応業務 エ 迷惑行為・不法行為への対応業務
③	利用者への釣り指導、PR活動及び各種イベントの開催等に関する業務	ア 釣りに関する指導 イ 利用者増加のためのPR活動 ウ 各種イベントの開催
④	利用料金の徴収、収納、減免、免除及び返還に関する業務	ア 料金（釣台料金、入園料金、駐車場料金）の徴収、収納、減免、免除及び返還業務

(2) 利用者負担

上記管理運営業務のうち、「各種イベントの開催」にあたっては、材料費等の実費相当負担分の費用を利用者から徴収し、指定管理者の収入にすることができます。なお、料金を決定する際には、事前に市の承認を得る必要があります。

(3) 自主事業

基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、事前に市の承認を得て、指定管理者の責任により自主事業を実施することができます。

費用は指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。

なお、管理運営業務と自主事業は以下のように収支報告の仕方等に相違点がありますので、ご注意ください。

	管理運営業務 (市企画事業・自主企画事業)	自主事業
収 支 報 告	管理運営業務として	自主事業として
指 定 取 消	対象	対象外
責 任	市	指定管理者
リスク分 担 表	対象	対象外
市長会保険	対象	対象外
利 用 権 限	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
事業実施に伴う施設の使用許可申請	○施設使用許可の規定がある場所を使用 → 利用許可申請は不要 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 → 目的外使用許可は不要	○施設使用許可の規定がある場所を使用 → 指定管理者が施設の利用許可申請 又は目的外使用許可申請 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 (目的外使用許可) → 指定管理者が施設の目的外使用許可申請

(4) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

別紙1 リスク分担表を基本としますが、指定管理者の選定後、リスク分担の内容について双方協議の上、決定するものとします。リスク分担表で定める事項で改めて疑義がある場合又はリスク分担表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

4 施設の運営に関する基準

(1) 開園時間

4月	午前6時 から 午後7時 まで
5月 から 8月まで	午前6時 から 午後8時 まで
9月	午前6時 から 午後7時 まで
10月	午前6時 から 午後6時 まで
11月	午前7時 から 午後6時 まで
12月	午前7時 から 午後5時 まで
1月 から 3月まで	午前7時 から 午後6時 まで

(2) 休園日

毎週火曜日（祝日の場合は、翌営業日）、12月29日から翌年1月3日まで

(3) 利用者の使用を制限する時の要件

福岡市海づり公園条例第5条に定める基準によります。

■ 開園時間・休園日について ■

指定管理者による提案が、利用者のサービス向上につながるものと認められる場合は、市の承認を得て開園時間や休園日を変更できる場合があります。

また、市が必要と認める場合は、開園時間を変更する場合や休園日を追加で設ける場合があります。

なお、指定期間中、施設のリニューアルや改修工事等により、一定期間休園となる場合がありますので、ご了承ください。

5 管理・運営経費について

(1) 管理・運営に関し本市が負担する令和6年度における指定管理料の上限

	金額	内容
収入見込額	39,890千円	・利用料金（釣台料金、入園料金、駐車場料金） ・その他の収入（イベント参加費、受取利息等）
支出見込額	116,878千円	・事業費（人件費、物件費） ・一般管理費（事業費の10%以内）
指定管理料	76,988千円	・支出見込額 － 収入見込額

※ 金額については、議会の議決により変動する場合があります。また、実際にお支払いする指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、毎年度、実施協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。なお、余剰が生じた場合でも市への返納は原則不要です。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、具体的な支払方法等は協定等で定めます。

(3) 利用料金制について

釣台料金、入園料金及び駐車場料金については、利用料金制度を導入します。

利用料金制度とは、利用者が支払う利用料金の収入において、施設の運営のための費用（人件費など）を賄い、必要経費を超える収入については、自らの収入とすることができる制度です。

釣台料金、入園料金及び駐車場料金の具体的な金額は、福岡市海づり公園条例で定める範囲内で指定管理者が定め、市の承認を得る必要があります。

(4) 経理

管理運営業務の執行に係る経理については、団体の他の業務に係るものと区別して明確にしてください。

Ⅲ 募集手続等について

1 募集期間

令和5年7月28日(金) から 令和5年9月8日(金) 17時まで

(注) 募集期間内に申請書など提出書類を提出してください。

2 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。なお、様式の規格はA4縦とします。

(1) 指定申請書(様式1)

(2) 事業者に関する書類

- ① 団体の概要
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類(最新のもの)
- ③ 令和5年度の事業計画書
- ④ 過去2年分の事業報告書
- ⑤ 当該法人の登記事項証明書
- ⑥ 印鑑登録証明書
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- ⑧ 役員名簿及び従業員数について記載した書類

(3) 提案書

- ① 管理運営業務の事業計画書(様式2)

※枚数に制限はありませんが、以下の内容は必ず記載してください。

- ・事業実施の基本方針
- ・利用者数などの達成目標
- ・職員の配置及び勤務体制
- ・利用者の安全対策及び災害等緊急時の対応

- ② 管理運営業務の収支予算書(様式3)

(4) その他、本市が審査に必要と認めて請求した書類

3 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員及び本市職員に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(2) 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

(6) 応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

(8) 情報公開

指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

IV 審査について

1 選定委員会

指定管理者の候補者の選定のため、福岡市海づり公園に係る指定管理者選定委員会を設置します。

(1) 選定委員会の役割

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行うこと。
- ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べること。

(2) 候補者の選定方法

選定委員会での評価点の合計、高得点をつけた委員の割合、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して、市が指定管理候補者を選定します。

2 選定の流れ

(1) 応募書類の確認

団体からの提出資料については、選定委員会の審査の前に、事務局で確認します。

(2) ヒアリング（詳細については、別途通知）

提出された応募書類を基に、選定委員会によりヒアリングを実施します。

- | | |
|--------|-----------------|
| 【開催日時】 | 令和5年9月下旬（予定） |
| 【開催場所】 | 各委員との調整により決定する。 |
| 【内容】 | プレゼンテーション 15分 |
| | 質疑応答 15分程度 |

(注)プレゼンテーションの資料は、応募書類として提出された提案書を使用します。
時間に制限がありますので、趣旨を効率よく伝えられる工夫をお願いします。

3 選定における評価基準について

選定委員の審査における選定基準及び審査内容は、次のとおりです。

評価基準	評価の主な視点	配点
(1) 運営方針 施設の設置目的を踏まえた、適切な運営ができる団体であるか。	① 事業に対する意欲、熱意 ② 管理運営方針	30点
(2) 効率最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。	① 利用者サービスの質の確保・向上 ② 効果的な集客・利用促進 ③ 地域との連携	75点
(3) 業務推進力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。	① 年間計画 ② 要因配置計画 ③ 必要な人材の確保 ④ 危機管理・安全対策 ⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	75点
(4) 収支計画 提案内容に見合った収支計画であり、かつ効率的な管理運営により経費を削減できる団体であるか。	① 収支計画 ② 経費削減	20点
合計		200点

V 選定後の流れについて

1 選定後のスケジュール

選定結果の通知	令和5年10月中旬（予定）
指定管理者の候補者の公表	令和5年10月中旬（予定）
指定管理者の候補者との仮協定の締結	令和5年11月上旬（予定）
指定管理者の指定（基本協定締結）	令和5年12月下旬（予定）
指定管理者との実施協定締結	令和6年3月下旬（予定）

（1）選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を決定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

（2）指定管理者の候補者との仮協定の締結

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。

（3）指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。（12月下旬予定）

（4）基本協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な基本協定となります。

（5）指定管理者との実施協定締結

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出する必要があります。

(6) 苦情の申し立て

選定されなかった場合、選定結果に不服があり、選定過程に瑕疵があったことを説明できる者は、選定の結果通知を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して苦情の申し立てを行うことができます。

2 基本協定の項目について

①	総則的事項	<ul style="list-style-type: none">・管理業務の基本事項（指定の期間、施設の概要等）・収入及び経費の考え方・許認可に関する事項 など
②	管理運営業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・指定管理料・指定管理料の支払い方法・経理の明確化 など
③	指定期間の終了	<ul style="list-style-type: none">・原状回復義務等・指定の取り消し等・指定の辞退等 など
④	法令の改正	<ul style="list-style-type: none">・通知・協議 など
⑤	不可抗力	<ul style="list-style-type: none">・準用
⑥	その他	<ul style="list-style-type: none">・公租公課の負担・秘密保持・個人情報の取り扱い など

VI モニタリング

1 モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

2 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シートを提出する必要があります。

3 モニタリングの実施

市は、指定期間中にモニタリングを実施します。評価にあたっては、選定・評価委員会を設置し、指定管理者による自己評価や市による評価に基づき、外部の視点による評価を行います。なお、モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

4 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

Ⅶ その他

1 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

＜地方自治法、労働関係法令、個人情報保護条例、暴力団排除条例など＞

2 監査

(1) 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(2) 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

3 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

4 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

【お問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所 1 4階）

福岡市 農林水産局 水産部 漁港課

（電話） 092-711-4372 （Fax） 092-733-5557

（E-mail） gyoko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

リスク分担表

《対象となる範囲》

管理運営業務の実施に伴うリスク

《文言の定義》

経費…管理運営業務の実施に伴う支出

収入…管理運営業務の実施に伴う収入(指定管理料、利用料金制に基づく利用料金、利用者負担金)

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		福岡市	指定管理者
募集リスク	募集要項(仕様書等)の誤りや不備に基づき必要となった費用又は損害。	○	
法令等変更リスク	指定管理者制度にかかる法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	○	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	両者協議	
	消費税の変更に伴う指定管理料の増減	○	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)	○	
	指定管理者の帰責事由により市又は第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)		○
	上記以外の理由により、第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等リスク	市の指示や議会の不承認のほか、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。	○	
	指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。		○
施設等損傷リスク	市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害、及び自然災害や第三者の要因等の不可抗力により市が所有する施設・設備・備品の損害	○	
	指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害、及び自然災害や第三者の要因等の不可抗力により指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害		○
性能リスク	指定管理者が実施する業務内容が市の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		○
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
需要変動リスク	利用者数などの需要変動による収入の減少		○
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の停止時における原状回復にかかる費用		○
不可抗力等によるその他のリスク	上記を除く、自然災害や第三者の要因等の不可抗力等(想定が困難な急激な物価変動や金利変動、外的要因に基づく大規模な需要変動なども含む)による管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。	両者協議	

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

(あて先)福岡市長

所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

福岡市海づり公園について指定管理者の指定を受けたいので、
福岡市海づり公園条例第11条第2項の規定により申請します。

事業計画書

事業計画項目	事業計画内容
	<p>※事業計画・提案内容、その効果等について具体的に記載してください。</p>

収支計画書

(単位:千円)

区 分		金額	備 考	
収 入	利用 料金	釣台料金		
		入園料金		
		駐車場料金		
		小 計		
	その他収入			
	市からの指定管理料			
収入合計 (A)				
支 出	人 件 費	給与・手当		
		賃金		
		法定福利費		
		小 計		
	管 理 費 ・ 事 業 費	宣伝活動費		
		印刷消耗品費		
		福利厚生費		
		通信運搬費		
		賃借料		
		修繕費		
		光熱水費		
		租税公課		
		委託料		
		その他経費		
		小 計		
支出合計 (B)				
収支 (A) - (B)				

- ※ 積算内訳を別紙（様式は自由）にて提出してください。また、委託料については、各委託ごとの業務内容及び金額の明細書を提出してください。
- ※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

指 定 管 理 者 選 定 基 準
(案)

令和5年7月
福岡市農林水産局

1 前提

選定委員は、団体の提案事項の審査にあたり、下記の点を十分考慮して行う。

- 団体の考え方や業務への取組姿勢が、公の施設を管理するにふさわしいものであるか。
- 提案内容が優れており、団体の人材や経験を活かした、実現性の高いものとなっているか。

2 選定基準及び審査項目

指定管理者は、

- 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- 施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の削減が図られる者であること。
- 施設の管理をするために、必要な経済的基盤基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

が求められることから、設置基準及び審査項目を下記のとおり定める。

(満点：200点)

評価基準	配点	評価の主な視点	配点
(1) 運営方針 施設の設置目的を踏まえた、適切な運営ができる団体であるか。	30点	① 事業に対する意欲、熱意	15点
		② 管理運営方針 ・当施設の設置目的を踏まえた、総合的な管理運営方針であるか。	15点

(満点：200点)

評価基準	配点	評価の主な視点	配点
(2) 効率最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。	75点	① 利用者サービスの質の確保・向上 ・利用者サービスの質の確保及び向上の取組み ・高齢者や障がい者等に対する配慮や取組み ・利用者の苦情や要望に対する取組み	35点
		② 効果的な集客・利用促進 ・施設のPR等、効果的な集客や利用促進の方策	30点
		③ 地域との連携 ・近隣地域との連携や関係づくり	10点
(3) 業務推進力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。	75点	① 年間計画 ・維持管理及び運営業務の年間計画 ・効率的かつ的確な維持管理・運営の方策や業務水準の向上の取組み等	20点
		② 要員配置計画 ・業務実施体制（業務分担、人員配置等）	10点
		③ 必要な人材の確保 ・管理運営に特に必要となる人材（経験及び知識）の確保	10点
		④ 危機管理・安全対策 ・通常の管理における、施設内での事故等防止の予防策 ・通常の管理における施設内での事故等発生時の取組み ・災害時等の緊急時における取組み ・指定管理期間中の事業実施に支障がでないための方策	25点
		⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	10点

(満点：200点)

評価基準	配点	評価の主な視点	配点
(4) 収支計画 提案内容に見合った収支計画であり、かつ効率的な管理運営により経費を削減できる団体であるか。	20点	※ 審査においては、経費節減が管理運営やサービスの低下とならないよう、提示された指定管理料の金額のみによらず、管理運営やサービスの内容とのバランスを踏まえ総合的に判断する。	20点

※ 上記配点の合計200点満点中、120点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。最低基準を満たさない場合は、提案内容の改善を指示する。

3 選定方法

提案事項について申請団体がプレゼンテーションを実施後、質疑応答を行い、選定委員が各自審査し、AからEの5段階で評価のうえ評価シートに記入する。

その後、当該評価に基づき、指定管理者の候補者の適否を協議する。

<第2回 選定委員会>

- プレゼンテーション 15分
- 質疑応答 15分程度
- 採点・集計 10分
- 候補者の適否を協議 10分

※ プレゼンテーションに使用する書類は、応募時に提出した事業計画書と収支予算書のみとする。

<評価シートの集計>

選定委員毎に、評価シートの5段階評価及び提案事項の配点(200点満点)に基づき、団体の評価点を集計する。

4 評価シート（配点表）

評価シート(配点表)

施設名 福岡市海づり公園

団体名 福岡市漁業協同組合

選定基準	提案事項	配点	評価					評価点
			A	B	C	D	E	
(1)運営方針 (30点)	①事業に対する意欲、熱意	15	A	B	C	D	E	
			15	12	9	6	3	
	②管理運営方針	15	A	B	C	D	E	
			15	12	9	6	3	
(2)効率最大化 (75点)	①利用者サービスの質の確保・向上	35	A	B	C	D	E	
			35	28	21	14	7	
	②効果的な集客・利用促進	30	A	B	C	D	E	
			30	24	18	12	6	
	③地域との連携	10	A	B	C	D	E	
			10	8	6	4	2	
(3)業務推進力 (75点)	①年間計画	20	A	B	C	D	E	
			20	16	12	8	4	
	②要員配置計画	10	A	B	C	D	E	
			10	8	6	4	2	
	③必要な人材の確保	10	A	B	C	D	E	
			10	8	6	4	2	
	④危機管理・安全対策	25	A	B	C	D	E	
			25	20	15	10	5	
	⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	10	A	B	C	D	E	
			10	8	6	4	2	
(4)収支計画 (20点)	令和3年度収支計画	20	A	B	C	D	E	
			20	16	12	8	4	
評価点		個数						
		点数	200					

委員名 _____

(記入例)

評価シート(配点表)

施設名 福岡市海づり公園

団体名 福岡市漁業協同組合

選定基準	提案事項	配点	評価					評価点
(1) 運営方針 (30点)	① 事業に対する意欲, 熱意	15	A	B	C	D	E	15
			15	12	9	6	3	
	② 管理運営方針	15	A	B	C	D	E	12
			15	12	9	6	3	
(2) 効率最大化 (75点)	① 利用者サービスの質の確保・向上	35	A	B	C	D	E	35
			35	28	21	14	7	
	② 効果的な集客・利用促進	30	A	B	C	D	E	18
		30	24	18	12	6		
	③ 地域との連携	10	A	B	C	D	E	8
			10	8	6	4	2	
(3) 業務推進力 (75点)	① 年間計画	20	A	B	C	D	E	12
			20	16	12	8	4	
	② 要員配置計画	10	A	B	C	D	E	8
			10	8	6	4	2	
	③ 必要な人材の確保	10	A	B	C	D	E	4
		10	8	6	4	2		
④ 危機管理・安全対策	25	A	B	C	D	E	20	
		25	20	15	10	5		
⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	10	A	B	C	D	E	6	
		10	8	6	4	2		
(4) 収支計画 (20点)	令和3年度収支計画	20	A	B	C	D	E	12
			20	16	12	8	4	
評価点		個数	2	4	3	1	0	150
		点数	150					

委員名

